

本組合における消費税率改正に伴う変更契約書等への 収入印紙の誤った貼付依頼について

本組合における業務委託契約等に係る消費税率改正に伴う契約変更の手続きにおいて、誤った説明により、本来必要でない収入印紙の貼付を契約相手方に依頼し、収入印紙が貼付された変更契約書又は契約変更承諾書（以下、「変更契約書等」という。）を受領していたことが判明しました。

このような事態を発生させ、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和元年 11 月 5 日（火曜日）に、消費税率改正に伴う契約変更手続き関係書類を整理し、国税庁ホームページにおいて収入印紙の取扱いについて再確認していたところ、変更額が 1 万円未満であれば収入印紙の貼付が不要であるにもかかわらず、相手方に収入印紙の貼付を依頼し、印紙が貼付された変更契約書等が 20 件存在していたことが判明しました。

2 誤った収入印紙を貼付させた件数及び印紙税額

合計 20 件 4,000 円

3 判明後の対応

変更契約の相手方に対し、11 月 6 日（火曜日）以降電話で概要を説明し、お詫びしました。

また、収入印紙が貼付された変更契約書等を返送するとともに、印紙税の過誤納確認申請に係る書類等を送付し、過誤納の手続き及び収入印紙を貼付していない変更契約書等を送付していただくこと等をお願いし、ご了承いただきました。

4 原因

本組合職員が、消費税率改正に伴う契約変更に係る収入印紙の取扱いについて理解が不十分であったことにより、契約相手方に対し、変更額にかかわらず収入印紙の貼付を依頼したことが原因です。

5 再発防止について

制度改正に伴う事務手続き等において、根拠となる資料や通知内容等の確認・周知を徹底するとともに、職員間で情報共有に努め、再発防止を図ってまいります。